

令和 3 年 第 4 回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第 1 号 令和 2 年度野田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

- ・老人福祉センター大規模改修工事監理業務委託ほか 8 件

報告第 2 号 令和 2 年度野田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- ・公共施設等トイレ手洗い場等自動水栓化事業費ほか 27 件

報告第 3 号 令和 2 年度野田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- ・平井汚水中継ポンプ場電気設備改築工事

報告第 4 号 一般財団法人野田市開発協会の経営状況の報告について

報告第 5 号 野田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 6 号 野田業務サービス株式会社の経営状況の報告について

報告第 7 号 株式会社野田自然共生ファームの経営状況の報告について

報告第 8 号 専決処分の報告について

報告第 9 号 専決処分の報告について

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

- ・専決処分した（仮称）野田市子ども館新築工事請負契約

（専決処分日＝令和 3 年 4 月 21 日）

- (1) 契約の目的 (仮称) 野田市子ども館新築工事
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 金 917,785,000 円
- (4) 契約の相手方 野田市野田 807 番地
山本建設工業株式会社
代表取締役社長 山本 和弘

議案第 1 号 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- ・令和 3 年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の非課税限度額等における扶養親族に関する規定、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

に関する規定等を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 個人住民税の非課税の範囲

扶養控除の対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度税制改正）ことに伴い、「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」等についても同様の取扱いとするもの

② 寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲

国税における特定公益増進法人等に係る見直しに伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するもの

③ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行うもの

(2) 施行期日 令和4年1月1日。ただし、①の改正は令和6年1月1日から施行する。

議案第2号 野田市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

・いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果に対する同法第30条第2項の規定による調査を行うため、野田市いじめ問題再調査委員会を新たに設置し、地方自治法上の附属機関として位置付けようとするもの

(1) 主な制定内容

① 市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申する。

② 委員会は、委員5人以内で組織し、医師、弁護士及び学識経験者から市長が委嘱する。

③ 委員の任期は、委嘱に係る諮問に対する答申をもって終了する。

④ 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(2) 施行期日 公布の日

議案第3号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

・道路台帳図等の交付について、近隣自治体の状況を鑑み有料化するため、所要の改正を行おうとするもの

(1) 改正内容

次の3種類の手数料を新設するもの

① 道路台帳図又は道路若しくは水路の境界確定図の写しの交付1枚につき300円

② 境界確定協議書の交付1件につき300円

③ 道路幅員証明書の交付1件につき300円

(2) 施行期日 令和3年10月1日

議案第4号 特定施設から排出される化学物質による健康被害者の団体に対する補助金

の交付に関する条例を廃止する条例の制定について

- ・補助金の交付の対象となる団体が解散することから、条例を廃止しようとするもの
施行期日 令和3年7月1日

議案第5号 野田市立児童館の設置及び管理に関する条例の制定について

- ・中核となる児童館として野田市立児童センターを新たに設置し、及び児童館の管理を指定管理者に行わせることに併せて、児童館の業務等に関する規定を整備するため、野田市立児童館設置及び管理に関する条例の全部改正を行おうとするもの

(1) 主な制定内容

- ・第2条 児童館の名称と位置を規定する。
- ・第4条 児童館の業務を規定する。
- ・第5条 指定管理者の業務を規定する。
- ・附則第2項

別途規則で定める日から新たに設置する野田市立児童センターの名称及び位置を規定し、野田市立児童センターの業務内容として「児童館の統括に関する業務及び児童館のネットワークに関する業務」を加え、指定管理者に行わせる業務とする。また、市は、野田市立児童センターにおいて、児童に関する総合的な相談を行うことができるものとする。

- (2) 施行期日 令和4年4月1日。ただし、附則第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第6号 令和3年度野田市一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 野田市立小中学校学習用端末の購入について

- ・学校教育におけるICT環境の充実を図るため、学習用端末3,531台を購入しようとするもの

- (1) 動産名及び数量 学習用端末 3,531台
- (2) 契約の方法 指名競争入札
- (3) 契約金額 156,917,640円（令和3年5月21日入札）
- (4) 契約の相手方 日興通信（株）（令和3年5月26日仮契約）